

# 主要事業評価シート(第1次実施計画/H29・30・31年度)

① 基本事項	計画コード	事業名	部名	産業建設部
	17031	中山間地域等直接支払交付金事業	課名	産業振興課 農業G
	施策の大綱	01:快適さを支える生活基盤の向上	財	会計 01:一般会計
	基本施策	08:自然との共生	務	款 06:農林水産業費
	施策の方向	02:森林・里山・農地の保全	科	項 01:農林水産業費
戦略プロジェクト	-	目	目 03:農業振興費	
事業予定期間		H 27 ~ H 31 年度	主な根拠法令要綱等 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	

② 目的・概要	対象	中山間地域(野登地区、白川地区、旧関町)の農業者
	目的	耕作不利な条件から農業生産性が低く、高齢化の進行に加えて、担い手の不足などにより、農地の耕作放棄地が深刻化している中山間地域において、一団の対象農用地を5年以上、継続的な農業生産活動を協力して行うとした集落に対して、農用地の傾斜条件や取り組み内容に応じた交付金を交付することで、耕作放棄地の発生防止や、本来中山間地域の農業・農村が持つ、多面的機能を確保することを目的とする。
概要	農業振興地域農用地区域内の1ha以上の一団の農用地で、水田1/100以上、畑8°以上の傾斜を有する協定農地を対象に、傾斜区分及び取り組み体制による基準単価をその面積に乗じた額を協定集落に交付する。 ・第4期対策 平成27年度～平成31年度	

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
③ 事業の計画・実績	年度計画	○交付金の交付 ・集落協定締結数 13集落 ・協定農地面積 88ha ・推進事務 1式 (補助率:国2/4 県1/4 市1/4) ・推進事務 1式 (補助率:国10/10)	○交付金の交付 ・集落協定締結数 13集落 ・協定農地面積 88ha ・推進事務 1式 (補助率:国2/4 県1/4 市1/4) ・推進事務 1式 (補助率:国10/10)	○交付金の交付 ・集落協定締結数 13集落 ・協定農地面積 88ha ・推進事務 1式 (補助率:国2/4 県1/4 市1/4) ・推進事務 1式 (補助率:国10/10)	
	年度実績	○交付金の交付 ・集落協定締結数 13集落 ・協定農地面積 88ha ・推進事務 1式			
事業費	計画額	事業費	14,700千円	14,700千円	14,700千円
		国庫支出金			
		県支出金	11,000千円	11,000千円	11,000千円
		地方債			
		その他			
予算額	事業費	事業費	14,658千円	14,658千円	
		国庫支出金			
		県支出金	11,023千円	11,020千円	
		地方債			
		その他			
決算額	事業費	事業費 ①	14,658千円		
		国庫支出金			
		県支出金	11,020千円		
		地方債			
		その他			
人件費	総人件費 ②	総人件費	3,072千円		
		一般職員	3,072千円		
		所要人員	0.40		
		臨時職員等	0千円		
		総コスト(①+②)	17,730千円		
受益者負担率		0.0%			

				平成29年度	平成30年度	平成31年度
④ 指標	①	名称	協定集落数	計画値	13	13
			本事業に取り組む協定集落数	実績値	13	
				単位	集落	集落
	②	名称	対象農用地面積	計画値	88	88
			集落協定に基づき、保管理されている農用地の面積	実績値	88	
				単位	ha	ha
③	名称		計画値			
			実績値			
			単位			

⑤ 事業の改善	前回評価	【前回評価の対応方針の概要を記入】 面積要件(1ha以上)や5年間の継続が難しく取組みを断念した集落もあるため、協定農地における耕作地の増加に向け、協定集落による協定参加者の拡大や担い手の発掘・育成への取組みを促進させる。平成29年度は、当該事業第4期対策(27年度～31年度)の3年目となり、同事業の継続について、国の動向を注視しつつ、各協定集落に対して情報提供に努め、取組みを断念した集落との集落提携を促進する。
	改善行動	【前回評価の対応方針を踏まえ、どのような措置を講じたか】 次期の協定に向けて、取組みを断念した集落が他の集落と連携し再度協定が締結できるように国の動向を注視しつつ、各集落に対し情報提供に努めた。

		評価	(判定)
⑥ 事業の評価	活動	【計画どおりに実施できたか】 耕作不利な条件から農業生産性が低く、協定を締結している中山間地域13集落88ヘクタールの農業生産活動に対し、計画どおり継続して支援した。	A  計画どおり実施できた
	成果	【成果は順調に上がったか】 当該事業における協定農地(886,025㎡)については、協定に基づく集落ぐるみの取組が履行されていることから、耕作放棄地の発生が無く、農地の持つ多面的機能も確保されており、施策の目的である「農地の保全」に大きく寄与している。	A  十分な成果を得た

⑦ 今後の対応方針	課題	【課題は何か】 面積要件(1ha以上)や5年間の継続が難しく取組を断念した集落がある。	今後の方向性  <input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 【その他の場合、その内容を記載】
	対応	【課題に対し、どのように対応するか】 引き続き協定集落において計画的に事業が進められるように支援するとともに、同事業の継続(第5期)について、国の動向に注視しつつ、各協定集落に対して情報提供に努める。また、取組みを断念した集落についても他の集落との連携を促進する。	
	効果	【対応することで、どのような効果が期待できるか】 規模の小さな集落で継続が難しくなり、協定を断念した集落については、他の地区と連携を図り、新たに協定を結ぶことで再び継続的な農業生産活動を協力して行うことができるようになる。	
対応時期		平成30年度	

【1次評価者】	産業建設部 産業振興課 農業グループリーダー 鳥喰 教義
【最終評価者】	産業建設部 産業振興課長 富田 真左哉